

中教審の「答申素案」に対して 意見書を提出しました

中教審の教員養成部会は「これからの学校教育を担う教職員の資質能力の向上について」の答申素案を取りまとめました。教員の養成・採用・研修の各段階や免許制度などについて、幅広く改革の方向性を示しています。本会としてもこの答申素案に対して、下記の意見書を、平成27年11月13日付で提出しましたのでご報告します。

記

中央教育審議会 教員養成部会長 様

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」

【答申素案】に対する意見

全国連合退職校長会 会長 戸張敦雄

1. 教員の養成・採用・研修に関する課題

- (1) 真に教職を志望する者に対応する教員免許制度及び実践的指導力を重視した教員養成制度の確立を強く希望する。
- (2) 「教員育成指標」の策定は、目指すべき教員像が明示され、大学や教育委員会が教員養成の方向性を共有する意義は大きい。指標は教員養成・採用・研修などに対する影響も大きく、それだけに国の管理強化の批判を受けることのないよう慎重な協議が必要である。
また、教員の職能成長を単線的にスキルや技術の向上のみに偏することなく、教育観や子供観等、深みのある指標の策定を期待する。
- (3) 「教員養成協議会」の創設にあたっては、参加する大学教員についてその資質能力のほか、初等中等教育の実務経験の有無等を考慮し、厳正な評価の下にメンバーを構成されたい。

2. 教員研修に関する改革の具体的な方向性

- (1) 校内研修・・・「教員は学校で育つ」「学び続ける教員」この理念の下、OJTを通じて日常的に学び合う校内研修の充実を望む。そのため国・教育委員会は支援の継続と環境条件の整備が不可欠であり、その方策の実現を強く希望する。
- (2) 十年経験者研修・・・地域の実情に応じ、任命権者が定める年齢に達した後、受講できるよう実施時期を弾力化する必要がある。研修形態の一つとして、東京都教育委員会が実施している同一メンバーにより一年間継続して研修を重ねる「教育研究員制度」を推奨する。この制度により参加教員のモチベーションが高まり、その後ミドルリーダーとして大きく育ち、管理職や指導主事等も輩出してきた事実がある。
- (3) 教職員定数の拡充・・・校内研修や十年経験者研修等を充実し実力ある教員を育成するためには、研修の機会の保障と子供と向き合う時間の補充のため、また、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善のためにも教員定数の拡充は必須の条件である。
- (4) 管理職選考に係る女性枠の設定・・・管理職昇進に係る女性枠の設定は好ましくない。性別に関係なく平等なチャンスで各種研修や昇任選考が行われることが男女共同参画の視点からも適切であると考えます。

3. 教員採用に関する改革の具体的な方向性

- (1) 採用選考試験の工夫・・・採用試験の第一次選考は都道府県共同で行い、第二次選考は各都道府県独自の工夫で行う方向で検討する余地はある。各都道府県における筆記試験問題作成の負担軽減や新しい教育課題を踏まえた適切な試験の実施の観点から共同問題を採用する。第二次選考は各都道府県・政令指定都市で地域の実態に即して、時間をかけて面接選考に知恵と工夫を集中して慎重に選考を行う。
- (2) 社会経験豊かな教員の採用・・・児童・生徒の指導はかなり個業的な側面が多い。多彩なバックグラウンドを持つ社会経験豊かな人材の採用に当たっては、「教師育成塾」等で実践的な講座や実地研修を重ねて教員としての能力や専門性が担保されることを条件とする必要がある。

4. 教員養成に関する改革の具体的な方向性

- (1) 大学における教職課程の在り方・・・教職課程のカリキュラムや「教職実践演習」などの充実を図り、教職課程の質保証の仕組みを構築することが必要である。教員育成の開放制並びに相当免許主義の原則は尊重する必要があるが、一定の教職科目を修得すれば安易に教員免許状が取得できるというような教職課程の在り方の改善は喫緊の課題である。
- (2) 学校インターンシップの導入・・・大学において教員としての責任感をしっかり指導した後、教育実習との役割分担も考慮しながら、学校インターンシップを導入することは、学習指導や学校行事の手伝いを経験することで、学生自身が教員としての適格性の把握や課題意識を深めることもでき、学校教育の正常な運営に支障をきたさない範囲で首肯できる。
- (3) 教育実習期間の延長については、受け入れ校の授業の遅進等の支障が指摘されるなか、慎重な検討が必要である。

5. 教員の養成・採用・免許制度に関する改革の具体的な方向性

- (1) 養成・採用・免許制度の改革
 - ① 4年制大学では、教員として社会的に評価される最低限必要な資質能力を確実に養成する。卒業時に免許法に規定する必要単位を修得した者に「准免許状」（仮称）を授与する。
 - ② 地方公共団体は「准免許状」の所有者を受験資格として教員選考試験を行い、採用見込者を決定する。
 - ③ 採用見込者を原則定数外教員として各学校に配置し、一年間の教育活動と研修を課す（相応の給与支給）。この間に教員としての実践的な指導力と知識・技能の習得に努め、教員としての使命感を体得させる。
 - ④ 配置校の校長等による③の研修成果の報告に基づき、任命権者により普通免許状を授与する。教員としての適格性に疑問があるものは他の進路選択をする。（教員養成の実質的な5年制の実現）
- (2) 非正規任用の教員は、准免許状所有者も採用可能とする。
- (3) 他校種免許状の所有を奨励する。今後、小中一貫校教育等の推進や多様な教育課題への対応に学校種を超えて活動・連携する機会が広がることが想定される。